

諮問番号：令和6年度諮問第2号

答申番号：令和7年度答申第2号

答申書

第1 審議会の結論

美咲町長（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった、令和6年4月12日付け美総第[]号で行った公文書一部開示決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 公文書の開示請求

審査請求人は、美咲町情報公開条例（以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、実施機関に対して「請求者が、令和5年9月18日付け「処分等の求め」申出書（令和5年度美総第[]号。以下「申出書」という。）をもって行った件に関する一切の情報」についての情報公開請求（以下「本件開示請求」という。）を令和6年1月29日に行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、令和6年4月12日付け美総第[]号で、公文書一部開示決定通知書（以下「一部開示決定通知書」という。）による一部開示決定を行った。審査請求人は一部開示決定通知書を令和6年4月16日付けで受理をした。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を次の理由により不服とし、令和6年7月10日に実施機関に対して審査請求を行った。

- （1）町がいままで公の営造物管理を怠ったことに起因して発生した瑕疵の放置による申立人（請求者）の損害に対して賠償することに関する内容について、全く開示されていないばかりか、「開示しない部分」及び「開示しない理由」にも言及がない件について

第3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消すとの裁決を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書において主張している本件処分に対する意見は、次の

3つに要約される。

要旨

- (1) 審査請求人は、申出書で①用悪水路の境界を越えて張り出している竹木の枝の切除請求をすること②同請求に対して任意の履行のない場合は、町が催告を経て自力切除し用悪水路の瑕疵の除去をして、審査請求人の土地への竹木の枝の侵害を除くこと③町がいままで公の営造物管理を怠ったことに起因して発生した瑕疵の放置による審査請求人の損害に対して賠償することの3つの処分を求めた。

開示請求は、申出書に関する一切の文書であり、①及び②については記載があるが、③に関する内容は、開示されていないだけでなく、開示しない部分及び開示しない理由にも何ら言及せず記載がない。

- (2) 審査請求人が申出書を提出した後、町は審査請求人の立会のもと現地調査を行った。その折、審査請求人から損害状況の変遷写真を示し過去の経緯や現状との比較、瑕疵の態様・範囲と損害状況についての詳細な説明を受けている。そのため、現地調査と聴取から十分に損害模様を判断できたはずであり、調査結果は文書化されているはずである。

- (3) 一部開示決定通知書の開示しない理由欄の文中、(2)について、弁護士回答が暫定的であったことが伺えるため、申出書を受けて相談した内容には、損害賠償の要否の内容を含んでいたことは明らかである。

実施機関は、本件開示請求を受けて公文書記録が存在しなければならないことを前提に開示に関する決定をし、記録公文書がなければならぬ旨の理由を単に付記して決定通知すべきである。

以上の理由により、審査請求人に対する美咲町の行政処分は、情報公開の法令の趣旨・目的を無視し、裁量の範囲を逸脱し裁量権を濫用した違法な処分である。

第4 実施機関の主張の要旨

1 審査請求に対する弁明書の趣旨

本件審査請求は棄却されるべきである。

2 審査請求に対する弁明

実施機関が弁明書において主張している本件処分に対する意見は、次の4つに要約される。

要旨

- (1) 本件開示請求の対象となる文書は、申出書に関係する一切の文書であり、申出書にある①～③の3点について、それぞれ関連する文書を特定した。
- (2) 当該文書のうち、一部開示決定通知書に記載のとおり条例第7条第3号及び第5号の事由に該当する箇所を黒塗りし、その余は全て開示した。

(3) 本件開示請求に係る公文書は全て特定し、処分③に関連する文書として、
弁明書添付資料(5)のうち、令和6年4月9日付け美総第[]号起案文書
を開示している。

(4) 一部開示決定通知書には、開示できるかどうかについての理由を詳細に記載している。

よって、本件処分に違法又は不当な点はない。

第5 審議会の判断

上記の審査請求人の主張、実施機関の主張等を検討した結果、当審議会は次の3つのとおり判断する。

1 本件審査請求について

本件は、審査請求人の情報公開請求(請求者が、令和5年9月18日付け「処分等の求め」申出書(令和5年度美総第[]号)をもって行った件)に関する一切の情報)について、実施機関が一部開示決定としたことに対する審査請求である。実施機関は、申出書にある①～③の処分に関連する文書を特定し、本件処分を行っている。

これに対して、審査請求人は(1) ③の処分が開示されていない(2) 開示されていないにもかかわらず開示しない部分及び開示しない理由に言及がない、などを主張して、本件処分の取消しを求める案件である。

2 追加調査について

審査請求人の主張する、理由(1)を判断するためには、審査請求人が提出した令和6年8月27日付け弁明書に対する反論書内に記載のとおりインカメラ審理により非開示となっている一部開示決定通知書に添付の一部開示資料(弁明書添付資料(5)。以下「一部開示資料」という。)の内容を確認し検討する必要があると判断した。

そこで、令和6年12月4日に開催した第2回審議会にてインカメラ審理を実施し、次のとおり確認した。

(1) ③の処分が開示されていない件について

一部開示資料を見ると、審査請求人が推測した損害賠償の要否の内容を特定する情報はなく、実施機関が弁明書に記載している条例第7条第3号「事業遂行に係る正当な利益を害するおそれ」「弁護士の信用や評価などに不当な影響を及ぼし、正当な利益を害するおそれ」第5号の「率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれ」「当該審議等若しくは将来の同種の審議等に著しい支障が生ずるおそれ」があるものに該当すると判断する。

また、一部開示決定通知書に添付の、令和6年4月9日付け美総第[]号「処分等の求め「申出書」にかかる対応について」起案文書中、「3. 損害賠償について」において、「国家賠償法第2条に基づく責任は、相手方に具体的な損

害が発生しているとは観念できないことから賠償しない。」との記述が開示されている。

以上の点から、審査請求人の主張するように、③の処分が開示されていないとは言えない。

3 開示されていないにもかかわらず開示しない部分及び開示しない理由に言及がない件について

(1) 一部開示決定通知書の開示しない部分欄には、(1) 弁護士のメールアドレス (2) 相談票の一部内容及び弁護士からの回答メールの一部内容とあり、インカメラ審理により 2 で確認した内容に相違ないと判断する。

(2) 理由付記の趣旨について、判例によれば、①処分庁の判断の慎重と公正妥当を担保してその恣意を抑制すること②相手方に不服申し立ての便宜を与えること、という被処分者の手続き権利の保障にあり、また、この保障の重要性ゆえに理由付記の瑕疵は処分の取消し事由になるとされる。(最判平 4 年 1 2 月 1 0 日判例時報 1 4 5 3 号 1 1 6 頁)

(3) 理由付記の不備

理由の記載を全く欠く場合は勿論、法令が要求する程度の理由の記載がなされていない場合、すなわち理由付記に不備がある場合にも理由付記には瑕疵があることになる。今回の場合「開示しない理由」として、条例第 7 条第 3 号及び第 5 号の適用条文を示したうえで詳細に付記されていることから、明らかな不備は見受けられない。

第 6 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、美咲町行政手続条例第 3 4 条の 3 第 3 項に基づく調査及びその関連事項を、令和 6 年 7 月 1 日付け審査請求等に関する申入書で示されたが、当審議会の判断に影響を及ぼすものではないため、このことについては考慮しない。

第 7 結論

以上により、本件処分は妥当である。

第 8 付言

審査請求人は、公文書記録が存在しなければならないことを前提に開示に関する決定をし、と主張するが、条例第 2 条の公文書の定義によれば、「当該実施機関が保有しているもの」とあり、対応の経過から公文書記録の存在が推定できるとしても、現に保有している公文書が対象になる以上、特定の対象とならないことは言うまでもない。

しかしながら、一部開示資料においては、2024 年 2 月 1 日付け「法律相談

相談票」に対するメールの返信が添付されておらず、弁護士から何らかの回答があったと推定されるところであるが、本来公文書記録として保有すべき公文書が欠損していると考えられる。

このため、実施機関としては、文書主義による事務処理を進める中で、公文書の管理に不手際があったと推定されるものであり、当該条例の町民の知る権利を保障する目的に鑑みて好ましくない状況であることを付言する。

第9 審議会の経過

年月日	処理内容
令和6年8月26日	諮問書及び弁明書の受理
令和6年8月27日	審査請求人からの弁明書に対する反論書受理
令和6年9月3日	第1回審議会
令和6年12月4日	第2回審議会
令和7年1月30日	第3回審議会
令和7年2月7日	第4回審議会
令和7年3月18日	第5回審議会
令和7年5月22日	第6回審議会
令和7年6月11日	答申

第10 答申に関与した委員

会長 山本 輝文
副会長 森岡 洋省
委員 中西 学
委員 池上 佳苗
委員 寒竹 美穂